

ご案内

福生市児童発達支援センター

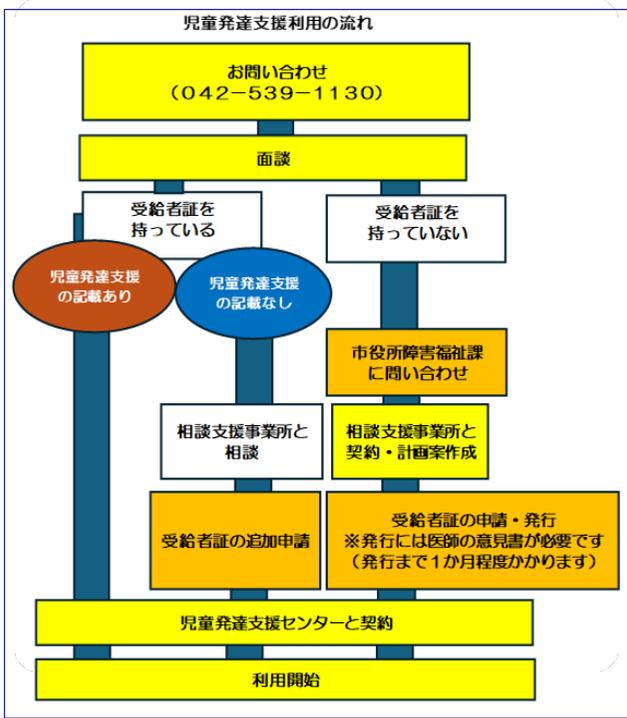
福生市児童発達支援センターは、児童福祉法にもとづく施設です。  
 心身の遅れや偏りのある児童が、地域において自分らしく健やかに育ち、ご家族が安心して子育てができるよう支援します。  
 また、福生市関係部署、各関係機関と連携し、地域の中核的な療育支援の役割を担います。



交通機関  
 ◆電車 JR五日市線「熊川駅」下車徒歩5分  
 ◆バス 立川バス 拝島駅（拝17）より「福生団地中央」下車徒歩5分

福生市児童発達支援センター  
 〒197-0004  
 東京都福生市南田園2-13-1  
 福生市福祉センター内  
 電話:相談室 042-539-1131  
 療育室 042-539-1130  
 ファックス: 042-552-6780  
 Email: fussajihatsu-c@asuha.or.jp  
 (受託法人 社会福祉法人あすはの会)

センター利用までの流れ



利用者負担について

- 所得に応じて、利用者負担上限月額が設定されま
- す。
- その他、お弁当・おやつ代、遠足費用等の実費が
- 発生します。

## 児童発達支援事業

対象児	満3歳から就学前までの発達に配慮の必要な児童
利用定員	1日の利用定員10人まで
開所日	月曜日から金曜日（ただし、土・日・祝日、年末年始を除く）
利用時間	10時から15時
昼食等	お弁当給食、おやつを提供します （お弁当1食432円、おやつ1回68円）
職員	保育士、児童指導員、音楽療法士、作業療法士、公認心理士、言語聴覚士 専門職連携のもと、小集団での療育支援を提供します。
その他	送迎は行っていないため、自主登園

### ● 一日の流れ



10:00      10:25      12:00      13:00

登園・支度  
ふれあい遊び

朝の集まり  
午前活動

昼食・  
自由遊び

午後の活動  
おやつ  
帰りの集まり  
支度・降園



## 相談支援事業

18歳未満の児童及びその家族等からの発達に関する相談を受け付け、専門的なアドバイスを行うほか、必要に応じて適切な支援につなげ、継続的な支援を行います。  
また、児童発達支援センターを利用するための行政手続きの支援、サービス利用に伴う計画作成の支援を行います。

### ● 総合相談支援

対象：18歳未満の児童と保護者  
利用時間：月～金曜日、第2第4土曜日（祝日を除く）  
9：00～17：15  
事業内容：発達に関するあらゆる相談を来所、電話等で受け付けます。

### ● 専門相談支援

対象：18歳未満のお子さんと保護者  
利用時間：月～金曜日（祝日を除く）  
9：00～17：15  
事業内容：発達に関する相談を受け付け、関わり方や支援方法に関する専門的なアドバイスを行います。

### ● 計画相談支援

対象：センターの児童発達支援事業を利用する児童  
利用時間：月～金曜日（祝日を除く）  
9：00～17：15  
事業内容：センターの児童発達支援事業を利用する児童のサービス利用に伴う計画案の作成やモニタリングを行います。

## 地域支援事業

発達の気になる児童の保護者の交流の場や、親子での療育の場を提供し、支援します。

また、地域の関係機関からの相談を受けたり、情報交換の場となる連絡会を開催します。

### ● 関係機関訪問支援

福山市関係部署、保育園・幼稚園、学校・学童、その他の関係機関と調整のうえ、順次訪問支援を実施します。



### ● 家族支援

保護者同士の交流の場を設け子育ての悩みや不安を解消できるよう支援します。また、親子の遊びを通して適切なかわりを学べる場を提供します。



### ● 関係機関との連携事業

関係機関との情報共有のための連絡会を開催します。

### ● 講演会・学習会

発達や障害に関する講演会や勉強会を実施します。

